

# 公益社団法人大崎法人会 入会及び退会規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第7条及び第10条の規定に基づき、公益社団法人大崎法人会(以下「この法人」という。)の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (入会基準及び手続き)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする法人又は団体、個人に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

## (会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別ごとに、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届出の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

## (会費)

第4条 会費の金額に関する細則は、定款第8条により社員総会の議を経て別に定める会費規程による。

2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続きについては、別に理事会の承認を得て定める規律委員会規則の細則による。

## (退会事由及び手続き)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届け出を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第9条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。又、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

## (再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。又、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めない。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

## 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人大崎法人会設立登記の日(平成23年11月1日)から施行する。

### (別表)入会申込書に記載する主要事項

#### 1 法人正会員

- (1)入会に際しての誓約
- (2)法人名、代表者名、設立年月日、法人の住所、資本金、業種、電話、FAX、メールアドレス、ホームページアドレス
- (3)会費請求書及び資料等の送付先
- (4)会費の口座振替の場合には、振替指定口座並びに口座名義人
- (5)個人情報公開についての同意・不同意の確認  
広報誌等での公表とその範囲(事業所名、法人の住所、業種、電話)

#### 2 団体(法人)正会員及び賛助会員

- (1)入会に際しての誓約
- (2)団体名又は事業所名、代表者名、設立年月日、法人の住所、業種、電話、FAX、メールアドレス、ホームページアドレス
- (3)会費請求書及び資料等の送付先
- (4)会費の口座振替の場合には、その振替指定口座並びに口座名義人
- (5)個人情報公開についての同意・不同意の確認  
広報誌等での公表とその範囲(事業所名、法人の住所、業種、電話)